

複写サービスに係る仕様書

1 案件名

複合機による複写サービス（善通寺市立小中学校）

※複写サービスとは、複合機を善通寺市立小中学校の使用に供し、適切な操作方法を職員に指導するとともに、複合機が常時正常な状態で稼働し得るように保守を行い、複合機に必要な消耗品（トナーを含み、ステイプル針及び用紙は除く。）を円滑に供給することをいい、詳細は、この仕様書に定めるところによる。

2 数量

複合機 12 台

3 設置場所

別表1のとおりとする。

4 契約期間

契約は、令和7年12月17日から令和12年12月16日までの賃貸借契約とする。

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

ただし、この契約を締結した翌年度以降において、本賃貸借契約に係る事業費予算額の一部又は全額が削減された場合は、契約を変更又は解除できるものとする。

5 入札金額

- ① 単価設定区分ごとの1カウント当たりの複写サービス料にその月間複写見込みカウント数を乗じて得た金額の合計金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。
- ② したがって、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（＝①で見積もった各単価設定区分における金額の合計金額。なお、入札金額積算内訳書（以下「内訳書」という。）「単価」欄に記載する金額は、小数点以下第2位までの金額とし、「金額（単価×数量）」に記載する金額は、1円未満の端数を切り捨てるものとする。）を入札書に記載すること。

6 契約金額

次の単価設定区分ごとの単価契約とする。

- ・モノクロコピー及びプリント
- ・カラーコピー及びプリント

7 使用想定枚数（月間）

別表1のとおりとする。

8 機器の仕様

（1）複合機に共通の要求機能は、次のとおりとする。

- ① 複写サービスに供する機器は、デジタル複合機で、新造機とする。
- ② コピー機能を有すること。
- ③ 待機時は、省エネルギーを実現する省エネモードを有すること。
- ④ コピー機能の読み取り及び書き込みの解像度は、600×600dpi以上であること。
- ⑤ コピー又はスキャナによる原稿の読み取りを行った時に、その都度、自動的にHDD等の残存データが消去されること、もしくは、揮発性メモリーを使用していること。
- ⑥ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に対応した製品であること。

- ⑦ 公益財団法人日本環境協会が定めるエコマーク認定商品であること。
- ⑧ 国際エネルギースタートプログラムの基準に適合していること。
- ⑨ 任意メーカーの再生紙に対応できること。
- ⑩ 自動原稿送りで、原稿の両面同時読み取りができること（一度の読み取り操作で、表裏両方を読み取れること。）。

また、両面機能については、「片面原稿→両面複写」及び「両面原稿→両面複写」のいずれの設定も可能であること。

- ⑪ 拡大縮小機能は、25%～400%で1%刻みで設定できること。
- ⑫ 複合機からの出力は、善通寺市教育委員会が用意するICカード（FeLiCa）を利用し複合機パネルにて認証して出力可能であること。
- ⑬ 最低2系統のネットワークへ同時に接続ができ、各系統のネットワークのスキヤナ及びプリントに対応できること。

※⑬に含まれないものの例

- ・ネットワークAからネットワークBに「設定変更」「手動切替」をしないと利用できないもの
- ・一方のネットワークを利用中は他方が切断されるもの

(2) 複合機の個別の要求項目は、別表2のとおりとする

(3) ネットワークスキヤナの仕様は、次のとおりとする。

- ① カラースキヤナ機能を有していること。
- ② スキヤナ機能の読取り解像度は、600×600dpiができること。
- ③ 送信プロトコルはTCP/IPとする。SMB形式及びFTP形式の両方に対応できること。
- ④ インターフェイスは、10/100/1000Baseであること。
- ⑤ 善通寺市教育委員会が指定する共用ディスク等のフォルダにスキャンデータ（PDF形式、JPEG形式及びTIFF形式のもの）を直接、自動配信（プッシュスキャン）できること。
 - (ア) 複合機のネットワーク接続（有線及び無線）を行うこと（接続に必要なHUB及びケーブルは、善通寺市教育委員会が用意する。また、ネットワークの情報は善通寺市教育委員会が提供する）。
 - (イ) 共用ディスク等に特別なソフトウェアを入れることは認めない。
- ⑥ 設置調整について
 - (ア) 複合機のスキヤナ機能の設定（設定の変更を含む。）については、善通寺市教育委員会からの指示により行うものとする。
 - (イ) スキャンデータが、指定する共用ディスク等のフォルダに自動配信できることを確認すること。
 - (ウ) スキャンデータの出力形式は、PDF形式を初期値に設定して納品すること。

(4) ネットワークプリンターの仕様は、次のとおりとする。

- ① プリンター機能の解像度は、600×600dpi以上であること。
- ② プリント速度は、コピー仕様に準じているか、それ以上であること。
- ③ 送信プロトコルはTCP/IPとする。SMB形式及びFTP形式の両方に対応できること。
- ④ インターフェイスは、10/100/1000Baseであること。

(5) ファックスの仕様は、次のとおりとする。

- ① 送受信サイズは、A3まで対応できること。
- ② 送信方法は、直接送信・メモリー送信ができること。

9 保守の仕様

- (1) 常時、正常な状態で使用できるよう、必要に応じて機器設置場所に技術員を派遣して、その点検及び調整を行うほか、必要な措置を講じること。
- (2) 故障等機器トラブルの通報を受け付ける保守体制が整えられていること。
- (3) 機器故障等の際の連絡先を、複合機に表示すること。
- (4) 故障通報を受けたときは、機器設置場所に技術員を派遣し、速やかに正常な状態に回復させること。
- (5) 点検及び修理の実施については、作業開始前と終了時に機器設置場所に報告を行うこと。また、終了時には、実施日時、機種、機械番号及び作業内容を記載した報告書を提出すること。機器の保守に当たって点検及び整備の実施に伴い技術員が使用したコピー及び設置業者の責めに帰すべき原因による不良コピーが生じた場合は、当該コピーカウント数を複写サービス料金から控除するものとする。
- (6) ドラム等の定期保守部品等については、機器の品質維持のため、必要に応じて取り替えるものとする。また、適切な整備、部品の交換等を行っても、機器の良好な稼働が確保されない場合は、直ちに同等以上の性能を有する代替機を設置すること。なお、代替機は必要な機能を満たせば、中古機、再生機でも可とする。
- (7) 随時、操作方法について、職員からの質問に応じること。
- (8) 保守実施等の際に、知り得た善通寺市教育委員会の業務上の秘密を外部に漏らしたり、他の目的に使用しないこと。
- (9) 必要な消耗品（トナーを含み、ステイプル針及び用紙は除く。）を円滑に供給すること。
- (10) 使用済トナーカートリッジ等不要品は回収すること。回収した物品で再生可能なものは、再利用を推進すること。
- (11) 複合機自体にユーザ（設置場所）ごとの使用実績を管理する機能を有すること。また、導入当初からの運用が未定の場合は、メーターカウント集計、消耗品供給及び保守等についてインターネットや電波による無線通信を用いたサービスができること。
- (12) 毎月（又は定期）のカウント数検針時点でのユーザ（設置場所）ごとの1か月分（又は指定期間分）の使用実績を提出すること。なお、これらの費用は複写サービス料金に含まれるものとする。

10 納入・設置及び期間満了後の撤去

- (1) 端末へのプリンタードライバのインストール作業は、善通寺市教育委員会が行いますので、プリンタードライバのデータを提供してください。
- (2) 設置場所ごとの複合機の管理用ID・パスワード（初期値を変更して新たに設定したもの）とMACアドレスを一覧表にして提出のこと。なお、機器を変更した場合も同様とする。
- (3) 後日、設置場所を変更する必要がある場合には、善通寺市教育委員会の指示により、指定場所に機器を移設すること。この場合の移設に伴う運搬費用は、善通寺市教育委員会の負担とする。
- (4) 機器の撤去時及びハードディスク交換時には、設置業者の負担により、ハードディスク等の残存データを全て完全消去すること。また、作業終了後、速やかにデータ消去報告書を提出すること。
- (5) 期間満了後の撤去は、設置業者の負担により行うこと。

11 納入期限

令和7年12月16日

※複合機のネットワーク設定納入期限までに完了し、令和7年12月16日までに正常に稼働できるようにすること。

別表1 設置場所及び仕様等

設置場所	月間複写見込数量 (カウント数)	
	モノクロ	カラー
善通寺市立中央小学校 善通寺市文京町四丁目5番1号	19,900枚	900枚
善通寺市立東部小学校 善通寺市稲木町450番地の1	20,500枚	900枚
善通寺市立西部小学校 善通寺市善通寺町1146番地	12,300枚	1,000枚
善通寺市立南部小学校 善通寺市生野町2990番地の1	15,200枚	2,000枚
善通寺市立竜川小学校① 善通寺市原田町306番地の1	12,500枚	700枚
善通寺市立竜川小学校② 善通寺市原田町306番地の1	19,900枚	1,000枚
善通寺市立与北小学校 善通寺市与北町1238番地	11,100枚	1,600枚
善通寺市立筆岡小学校 善通寺市中村町1575番地の2	21,700枚	2,600枚
善通寺市立吉原小学校 善通寺市吉原町2811番地	13,800枚	1,400枚
善通寺市立東中学校 善通寺市生野本町二丁目14番1号	2,100枚	0枚
善通寺市立東中学校 事務室 善通寺市生野本町二丁目14番1号	3,800枚	0枚
善通寺市立西中学校 事務室 善通寺市文京町四丁目1番1号	2,000枚	0枚
合計	154,800枚	12,100枚

※月間複写見込数量は、変動する場合があります。

※この数値は、月間使用想定枚数であり、実際の使用枚数が異なった場合であっても、契約単価の変更は行わない。

別表2 機能要件

複写サイズ	A3～ハガキ
連続複写速度（A4ヨコ）	40枚/分以上（モノクロ）
連続複写速度（A4ヨコ）	40枚/分以上（フルカラー）
ウォームアップ時間	60秒以下
ファーストコピー時間（A4ヨコ）	10秒以内（フルカラー）
給紙方式	4段トレイ+マルチ手差し
給紙量（4段トレイ合計）	2,000枚以上
自動両面送り装置（両面同時読取り）	有
両面機能、集約機能及び拡大縮小機能	有
電子ソート	有
電源容量	100V
最大消費電力	1500Wh
対応OS	Windows10以上
インナーフィニッシャー	有
ステイプル	1か所コーナー綴じ及び2か所綴じが可能であること。
ネットワークスキャナ	詳細は、複写サービスに係る仕様書8(3)のとおり。
ネットワークプリンター	詳細は、複写サービスに係る仕様書8(4)のとおり。
FAX	詳細は、複写サービスに係る仕様書8(5)のとおり。
管理機能	詳細は、複写サービスに係る仕様書9(11)(12)のとおり。